

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	有田市

## 有田市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 有田市経済建設部有田みかん課  
所在地 和歌山県有田市箕島 50 番地  
電話番号 0737-83-1111(代)  
F A X 番号 0737-83-3108  
メールアドレス aridamikan@city.arida.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンザル、ヒヨドリ、ムクドリ、カラス
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	有田市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹	1,733 千円、50a
ニホンジカ	果樹	17 千円、1a
アライグマ	野菜、果樹	47 千円、1.4a
タヌキ	野菜、果樹	47 千円、1.4a
アナグマ	野菜、果樹	47 千円、1.4a
ハクビシン	野菜、果樹	47 千円、1.4a
ニホンザル	—	0 千円、0.0a
ヒヨドリ	—	0 千円、0.0a
ムクドリ	—	0 千円、0.0a
カラス	—	0 千円、0.0a
計		1,938 千円、57a

(2) 被害の傾向

近年、有田市における鳥獣被害は、イノシシ、アライグマ、タヌキ、アナグマ、ヒヨドリが中心だが、平成 28 年度よりニホンジカによる被害も出始めている。これらによる農作物被害は、令和元年度には 1,938 千円と平成 30 年度の 3,014 千円を下回る結果となっているが、鳥類の被害届がなかったことによるもので、以前深刻な問題となっている。中でも、イノシシ、アライグマ等については、人里周辺に出没していることから、生息数が顕著に増加していると思われる。イノシシについては、港町を除く地域で被害が多く、アライグマについては市内全域で被害が多く見られる。

また、ニホンジカについては、生息状況を調査し、被害地域の拡大が最小限となるよう努める。

(3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣の種類	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
農作物 被害額 及び 面積	イノシシ	1,733 千円、50a	1,550 千円、45a
	アライグマ	47 千円、1.4a	42 千円、1a
	タヌキ	47 千円、1.4a	42 千円、1a
	アナグマ	47 千円、1.4a	42 千円、1a
	ハクビシ	47 千円、1.4a	41 千円、1a
	ニホンジカ	17 千円、1a	15 千円、1a
	ニホンザル	0 千円、0a	0 千円、0a
	ヒヨドリ	0 千円、0a	0 千円、0a
	ムクドリ	0 千円、0a	0 千円、0a
	カラス	0 千円、0a	0 千円、0a
計		1,938 千円、57a	1,732 千円、50a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する 取組	<p>農作物等に被害を及ぼす個体は、有田市猟友会による有害捕獲、管理捕獲及び狩猟により、捕獲を実施している。</p> <p>また、有害捕獲については、国・県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。</p> <p>わな猟については、国事業を活用し、檻の貸出を実施し、捕獲に取り組んでいる。</p>	<p>猟友会の方々への負担増や高齢化などにより、捕獲の担い手が減少し、野生獣の生息数が増加傾向にあるため、山間部のみならず、民家周辺への鳥獣の出没が多発している。そのため捕獲技術の向上が必要であり、効果的な捕獲を進めるためにも、ICT を活用するなど工夫が必要である。</p>
防護柵 の設置 等に関 する取 組	<p>国・県・市の補助事業を活用し、令和元年度は総延長 18.4km、受益面積 20.3ha への設置を実施した。平成 24 年度から令和元年度の累計総延長は 129.3km、累計受益面積は 232.7ha となった。</p>	<p>果樹園等の急傾斜地への防護柵設置作業は、高齢者にとって負担が大きく、設置が困難になってきている。</p> <p>また、今後、ニホンザル等他の鳥獣による被害が発生することも予測され、防護柵の高さ等を考慮に入れる必要がある。</p> <p>さらに、老朽化した柵の更新も必要である。</p>

### (5) 今後の取組方針

有田市における被害軽減のためには、防護柵等の設置による農作物の防護、実施隊員による見廻り及び防護柵の点検、並びに農家等への啓発、猟友会による個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。

防護柵については、国庫や県単事業などを活用し、個別柵とならないよう集落を効率的にカバーできる設置方法を推進するとともに、既設柵の点検等、効果が持続するように努める。

また、耕作放棄や廃棄果実の投棄により、鳥獣の住処や餌場をつくらないうよう、所有者等への啓発活動や刈り払い等を促しつつ、農業者への意識改革に努め、鳥獣の出没を減少させるよう取組んでいく。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣の捕獲には、銃猟及びわな猟により、有田市猟友会が取り組む。猟友会員の増加や捕獲の担い手確保のため、猟友会活動の助成を実施する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度 ～ 5年度	イノシシ アライグマ タヌキ アゲマ ハクビシ ヒヨドリ ムクドリ カラス ニホンジカ	国・県・市の補助事業により有害鳥獣の捕獲経費を補助する。 捕獲檻を活用し有害鳥獣の捕獲を実施する。 ICT技術を用いて効率的な捕獲活動に取り組む。 猟友会の担い手確保に繋げるよう、補助金の強化に取り組む。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

和歌山県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。

・イノシシ…港町を除く市内山間部で生息が確認されており、民家付近にも出没することがある。有田川河南地域を捕獲推進地域として捕獲を進め、農地周辺への出没個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。

農地周辺への出没個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。

・アライグマ…出没情報は市街地でも見られる。有田市では、外来生物法に基づき、特定計画を策定しており、これに基づき、捕獲檻を利用した着実な捕獲を継続したい。

・タヌキ・アゲマ・ハクビシ…出没情報は市街地でも見られる。捕獲檻を利用した着実な捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。

・ヒヨドリ・ムクドリ・カラス…飛来時が果樹の収穫期になることから、収穫後を中心に捕獲を行う。

・ニホンジカ…市内山間部で生息が確認されている。今後甚大な被害を及ぼすことも予測されることから、農地周辺への出没個体を中心に捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ	捕獲数 160 頭	捕獲数 180 頭	捕獲数 200 頭
アライグマ	捕獲数 110 頭	捕獲数 120 頭	捕獲数 140 頭
ニホンジカ	捕獲数 10 頭	捕獲数 20 頭	捕獲数 30 頭

捕獲等の取組内容
有田市猟友会は、有害捕獲・管理捕獲及び狩猟により、有害鳥獣の捕獲に取り組む。
わな猟については、生産農家等地元の取組として、集落が主体となり、箱わな等を活用しながら、農地に出没する個体を農地周辺で捕獲していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特に無し。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3年度	4年度	5年度
イノシシ	電気柵・ワイヤーメッシュ柵・トタン柵 延長 32km 受益面積 90ha	電気柵・ワイヤーメッシュ柵・トタン柵 延長 30km 受益面積 60ha	電気柵・ワイヤーメッシュ柵・トタン柵 延長 25km 受益面積 50ha

- ・ニホンジカ、ニホンザルが出現した場合は高さ等を考慮した侵入防止柵を設置する。

##### (2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度 ～ 5年度	イノシシ アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン ニホンジカ ニホンザル カラス ヒヨドリ ムクドリ	鳥獣被害防止対策研修会や広報誌等による啓発活動とともに、各集落において集落点検を実施する。

#### 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
有田市	有害鳥獣捕獲許可の迅速な対応を図る。 周辺の巡回を実施する。 住民に注意喚起する。
和歌山県	必要に応じて、支援・助言を実施する。
有田市鳥獣被害対策実施隊 有田市猟友会	周辺の巡回を実施する。 迅速な捕獲体制をとる。

##### (2) 緊急時の連絡体制

和歌山県	支援・助言 →	有田市	有害捕獲許可 →	有田市鳥獣被害対策実施隊 猟友会
------	---------	-----	----------	---------------------

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣の処理については、捕獲等現場で適切に処理する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、現在、捕獲現場での処理や埋設が中心であるが、獣肉の地域資源としての有効利用を検討していく。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	有田市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
有田市	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
和歌山県	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
JA ありだ	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
地元生産者代表	被害実態調査、捕獲の実施（わな猟）
猟友会	被害実態調査、捕獲の実施（銃猟、わな猟）

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合中部支所	農業共済制度による被害情報の提供

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有田市鳥獣被害対策実施隊は、市長の命により、隊長の指揮の下、農地・山林を巡回し、捕獲につながる生息状況調査、農家への対策指導等を行う。活動範囲は市内全域とする。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有田市鳥獣被害対策協議会が中心となり対策を推進していくが、各種団体や中山間集落協定、自治会等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、「防護」・「捕獲」・「地域の環境整備」の3本柱を基本とした対策が重要であり、鳥獣被害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。